

八千代市告示第 2 0 2 号

八千代市労働者からの公益通報に関する要綱を次のように定める。

平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日

八千代市長 豊 田 俊 郎

八千代市労働者からの公益通報に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「法」という。）の規定により、労働者が市の機関に対して行う公益通報の取扱い等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防長及び事業管理者並びにこれらに置かれる職員であって法令等により独立して権限を行使することを認められた者をいう。
- (2) 労働者 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 9 条に規定する労働者（労務提供先が本市であるものを除く。）をいう。
- (3) 通報 通報対象事実について、労働者が市の機関に知らせる行為をいう。
- (4) 通報者 通報をした者をいう。

(通報相談窓口の設置)

第 3 条 市長は、総務企画部総務課に、労働者からの公益通報に関する窓口（以下「通報相談窓口」という。）を設置する。

2 通報相談窓口は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 労働者からの公益通報に関する相談
- (2) 通報の受付
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、公益通報に係る通報対象事実等について処分又

は勧告等の事務を所掌する市の機関に置かれる課（課に相当するものを含む。以下「所管課」という。）において直接公益通報に関する相談，通報等が行われたときは，当該所管課で前項各号に掲げる事務を行うものとする。

（通報の受理）

第4条 市長（前条第3項の規定により所管課において通報がなされた場合は，当該所管課を置く市の機関。次項，次条，第8条第1項及び第9条において同じ。）は，通報を受け付けた場合において，当該通報が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは，これを公益通報として受理するものとする。

- (1) 労働者がしたものであること。
- (2) 不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他不正な目的でな
く
なされたものであること。
- (3) 労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員，
従業員，代理人その他の者について通報対象事実が生じ，又はまさに生じ
ようとしていると信じるに足りる相当の理由がある場合で，当該通報対象
事実について市の機関が処分又は勧告等の権限を有するものであること。

2 市長は，受け付けた通報を公益通報として受理するときは受理する旨を，
受理しないときは受理しない旨及びその理由又は情報提供として受け付ける
旨を，通報者に通知するものとする。

（受理後の処理）

第5条 市長は，公益通報を受理したときは，所管課において，法第10条第
1項の調査（以下「調査」という。）を行い，当該公益通報に係る通報対象
事実があると認めるときは，同項の法令に基づく措置その他適当な措置（以
下「措置」という。）をとるものとする。

（調査等の通知）

第6条 市の機関は，調査を開始したときは，当該調査の進ちょく状況を当該
公益通報に係る通報者に適宜通知するよう努めるものとする。ただし，当該
公益通報に係る通報者が通知を希望しないときは，この限りでない。

2 市の機関は，調査を終了したときは，当該調査の結果を当該公益通報に係
る通報者に通知するよう努めるものとする。ただし，当該通報者が通知を希
望しないときは，この限りでない。

(措置の通知)

第7条 市の機関は、措置をとったときは、当該措置の内容等を当該公益通報に係る通報者に通知するよう努めるものとする。ただし、当該通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(教示)

第8条 市長は、公益通報に係る通報対象事実について、市の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を当該公益通報に係る通報者に教示するものとする。

2 公益通報の受理後に市の機関以外の行政機関が当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、前項の規定を準用する。

(秘密保持への配慮)

第9条 市長は、通報並びにこれに関する記録及び関係資料について、通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉等に配慮し、これを取り扱うものとする。

(市の機関相互の協力)

第10条 公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する市の機関が複数ある場合は、市の機関は、連携して調査を行い、又は措置をとる等、相互に連絡し、及び協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。